

# 事務所通信 リソース

9月号 VOL. 63



安心が私たちの商品です

税理士法人 **中央総合会計**

〒070-0037 旭川市7条通13丁目 59 番地 4

TEL: 0166-25-4131 FAX: 0166-25-4132

URL: <http://csk-i.com/> E-mail: [cyuou@csk-i.com](mailto:cyuou@csk-i.com)

税理士法人 中央総合会計 北見

〒090-0023 北見市北3条東2丁目 14 番地

TEL:0157-24-8866 FAX:0157-24-6108

E-mail:[cyuou-kitami@mocha.ocn.ne.jp](mailto:cyuou-kitami@mocha.ocn.ne.jp)



TIME誌で「2014年に最も影響力のあった架空キャラ」のトップ 15 に、サンリオのキティちゃんが選ばれました。人気の理由は「口がないから」だとか。口元は表情が出やすいため口がないキティちゃんは見ると人の思いによってどんな表情にも見えて癒されるのだそうです。口元の表情、気を付けたいものですね。

## 給与増加額の10%を税額控除！

所得拡大促進税制は、企業の労働分配 給与等支給額を促して個人所得の拡大を図る観点から平成二十五年に創設されました。平成二十六年には、引き続き民間投資を活性化して個人所得の拡大を後押しするために、制度の適用要件が緩和されて利用しやすくなりました。この制度では、青色申告書を提出している法人または個人事業主が、給与等の支給額を規定の割合以上増加させるなどの要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%を法人税または所得税より税額控除することができます。

ただし税額の10%、中小企業者等は20%が控除の上限となります。例えば中小企業者が従業員の給与を150万円増やした場合、給与増加額150万円の10%である15万円が控除の対象になります。仮にこの会社の法人税額が50万円だとするならば、その20%である10万円が控除の上限となり全額、法人税額より控除できます。



この制度の利用にあたってのチェックポイントは、雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合以上増加しているか「適用年度の雇用者給与等支給額は前事業年度以上の額か」「平均給与等支給額が前事業年度を上回っているか」等いくつかあります。当事務所では、適用できるか否かを申告時にチェックさせてもっていますが、制度の内容について理解の上給与の昇給等を決めていただければと思います。

## 【今月の教えてキーワード:資本規制】

国内の金融機関から資金が急速に流出することなどを防ぐため、政府や中央銀行が資金の移動に規制をかける措置のこと。銀行の休業の他に、預金引き出し、海外への送金や投資、外国為替取引などに制限を設けたりする。これまでもは金融危機に陥ったキプロス2013年、債務不履行を宣言したアルゼンチン2001年などで実施されている。2015年6月、経済がひっ迫するギリシャでもその導入が発表されて注目を集めた。



### 【売れるキーワードは「親子」「限定」「高品質」】

家族で欲しくなる『オジコ(OJICO)』のTシャツがブームです。1枚1枚にストーリーのあるデザインは赤ちゃんから大人まで楽しめるサイズを揃えており、親子が並んでひとつの絵柄となるペアルックも斬新です。自前の店舗はあえて最小限に抑えて、全国の百貨店の催事で「地域限定」「期間限定」のTシャツを販売しています。糸からこだわったコットンは丈夫で型崩れせず、日本人の体型に合わせたシルエットがキレイです。100%日本製の付加価値の高いTシャツです。

### 【マイナンバー制度】

10月1日よりマイナンバー通知が始まります。

専門的又は詳細なボリュームのある解説が多いので、ここではごく簡単に解説したいと思います。

#### (1)個人

①本年10月1日以降、12桁のマイナンバーが通知カードにより交付されます。(個人を特定する一生涯使用するものとなりますので、必要な時以外は外部にもれないよう保管します)

②行政手続き(税・社会保険・雇用保険)等で必要な場合に行政機関等(事業所を通しての場合もあります)に通知します。

写真付きの個人番号カードを作成することができ(初回無料)、このカードがあれば、②の本人確認の手続きが簡単になります。

#### (2)事業所

①所得税の源泉徴収票等の作成、社会保険関係、雇用保険関係等の行政への手続きのために従業員及び、従業員の扶養家族等のマイナンバーが必要となりますので、提示を受けることが必要です。又、税理士・講演者・家主等へ一定の支払いを行う場合にも同様に提示を受ける必要があります。

②上記①で提示を受けたマイナンバーについて管理担当者・責任者を明確にし、記載した書類(パソコン上の保有を含む)を安全に保管をすることが義務付けられています。

マイナンバーの保管の方法については詳細が決められていますので、ご確認の上準備をお願いします。

自分の道を進む人は、  
誰よりも英雄です

### 今を生きる！ 先人の言葉

ドイツのノーベル賞作家であるヘルマンヘッセの言葉。決して人の目を恐れず、人の評価を気にすることなく正々堂々と自分が選んだ道を進みたいものである。

## 経営者のための M & A セミナー (無料)

日時 10月27日(火) 13:30~16:20(受付13:00~)

会場 ホテル札幌ガーデンパレス「丹頂」

テーマ1 友好的M&Aによる企業譲渡の体験発表

(札幌市中央区北1条西6)

【講師】 天竜精機株式会社 前社長 芦部 喜一 様

テーマ2 中小企業M&A 成功のノウハウ

【講師】 (株)日本M&Aセンター 代表取締役社長 三宅 卓 様

※参加を希望される方は、中央総合会計までご連絡下さい (0166)25-4131

